

1. 建築基準法施行令第16条で定める建築物(注1)

	対象用途	規模等(注2)	報告時期(注3)
1	○劇場 ○映画館 ○演芸場	① 当該用途(100㎡超の部分)が3階以上の階にある場合 ② 当該用途の床面積(客席部分)が200㎡以上の場合 ③ 主階が1階にない場合 ④ 当該用途(100㎡超の部分)が地階にある場合	令和9年度中
2	○観覧場(屋外観覧場は除く。) ○公会堂 ○集会場	① 当該用途(100㎡超の部分)が3階以上の階にある場合 ② 当該用途の床面積(客席部分)が200㎡以上の場合 ③ 当該用途(100㎡超の部分)が地階にある場合	令和9年度中
3	○病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。) ○旅館、ホテル	① 当該用途(100㎡超の部分)が3階以上の階にある場合 ② 2階にある当該用途の床面積が300㎡以上の場合(注4) ③ 当該用途(100㎡超の部分)が地階にある場合	令和8年度中
	○共同住宅(サービス付き高齢者向け住宅に限る。) ○寄宿舎(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。) ○就寝用途の児童福祉施設等 ・助産施設、乳児院、障害児入所施設 ・助産所 ・盲導犬訓練施設 ・救護施設、更生施設 ・老人短期入所施設(小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む。)その他これに類するもの(注5) ・養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム ・母子保健施設 ・障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス(自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。)を行う事業所(注6)		令和9年度中
4 (注7)	○体育館 ○博物館 ○美術館 ○図書館 ○ボーリング場 ○スキー場 ○スケート場 ○水泳場 ○スポーツの練習場	① 当該用途(100㎡超の部分)が3階以上の階にある場合 ② 当該用途の床面積が2,000㎡以上の場合	令和9年度中
5	○百貨店 ○マーケット ○展示場 ○キャバレー ○カフェー ○ナイトクラブ ○バー ○ダンスホール ○遊技場 ○公衆浴場 ○待合 ○料理店 ○飲食店 ○物品販売業を営む店舗(床面積が10㎡以内のものを除く。)	① 当該用途(100㎡超の部分)が3階以上の階にある場合 ② 2階にある当該用途の床面積が500㎡以上の場合 ③ 当該用途の床面積が3,000㎡以上の場合 ④ 当該用途(100㎡超の部分)が地階にある場合	令和8年度中

2. 建築基準法施行細則第8条に基づき指定する建築物

	対象用途	規模等	報告時期(注3)
6	○百貨店 ○マーケット ○その他物品販売業を営む店舗	避難階以外の階を当該用途に供しないものであり、かつ、当該用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡を超えるもの	令和8年度中
7	○事務所その他これに類する用途に供する建築物	階数が5以上であり、かつ、当該用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡を超えるもの	令和9年度中

- (注1)避難階以外の階を次に掲げる用途に供するもの。
- (注2)いずれかに該当すれば、対象建築物になる。
- (注3)以後3年目ごとに報告が必要(ただし、前回の報告日から起算して3年を経過する日がある場合には、属する月の末日が提出期限となる)。対象建築物が新築または改築工事の検査済証の交付を受けた場合、その直後の報告時期は免除される。
- (注4)病院、有床診療所については、2階の部分に患者の収容施設がある場合に限る。
- (注5)宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンターは、「その他これに類するもの」に該当する。
- (注6)利用者の就寝の用に供するものに限る。
- (注7)学校に附属するものを除く。